

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県障害者計画改定に係る業務

(2) 業務の目的

本業務は、奈良県障害者計画（以下、「現計画」という。）を改定するものであり、令和7年度から令和11年度を計画期間として、障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の2第1項に基づく障害児福祉計画を一体的に策定する業務である。

(3) 業務の内容

ア. 現計画関連データ等の現状分析、課題抽出

- ① 本県で行うアンケート結果(A4裏表1枚相当・1,000件程度を想定)の入力及び分析
- ② 本県で行う障害者団体との意見交換会(30団体程度)の議事録の整理、とりまとめ及び分
- ③ 上記の結果等から、次期計画改定に必要な資料を随時作成する。

<留意点>

- ・上記①について、アンケート結果のデータ入力を行い、現状の分析及び課題の抽出をする。アンケートについては県で作成及び回収等を行ったうえで、受託業者に随時引き渡すものとする。現状分析及び課題抽出は、国が定める基本指針等を踏まえ、全県、障害福祉圏域、市町村単位で行うとともに、図表やグラフを用いて、現計画に対する県民からの評価が把握しやすいように示すこと。なお、アンケート結果の回収は1,000件程度を想定しているが、それを上回った場合も受託業者側で取り扱うものとする。
- ・上記②について、県から提供する意見交換会の議事録データを基に整理を行い、①の結果とあわせて現状分析及び課題抽出を行うこと。
- ・上記③について、現計画に掲載している統計データ等については、時点修正を行い、最新のデータに置き換えること。

イ. 奈良県障害者施策推進協議会等の資料作成及び議事録作成等

計画改定過程で実施する奈良県障害者施策推進協議会（3回程度）及び奈良県自立支援協議会（1回程度）（以下、「施策推進協議会等」という。）の資料を作成のうえ、出席して議事録を作成する。また、それらに付随する補助及び助言を行うものとする。

ウ. 次期計画の素案の作成

現計画及び上記ア. イ. を踏まえ、次期計画の素案を作成する。なお、現計画のデータは受託業者に引き渡すものとする。

エ. 障害者団体に対するフィードバック実施の支援

障害者団体との意見交換会における意見について、上記ウ. への反映状況を整理するとともに、県が実施する障害者団体に対するフィードバック等を支援する。

オ. パブリックコメント実施の支援

パブリックコメント用資料の作成、意見整理等を行う。

カ. 次期計画冊子及び計画概要版のデザイン、構成及び印刷

次期計画冊子及び計画概要版のデザイン、構成及び印刷を行う。原稿については、ルビがあるもの、ルビがないもの、点訳用及び音声コード用を作成する。印刷部数については、次期計画冊子130ページ程度400部・計画概要版15ページ程度500部とする。仕様についてはA4サイズ、無線綴じ、表紙：カラー印刷、本文：白黒印刷。他、以下の留意点に沿うこと。

<留意点>

- ・計画の理念や数値などを視覚的に理解できるよう効果的に図表及びグラフを用いること。特に計画概要版については、より多くの県民が次期計画の趣旨を理解できるような内容とすること。

- ・難解な専門用語等の多用は避け、やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は、用語集等を作成すること。
 - ・施策推進協議会等及びパブリックコメントで出された意見について、県と協議・検討のうえ、必要に応じて次期計画に反映させること。
 - ・その他仕様の詳細は協議の上決定することとする。
- キ. 令和5年度の奈良県障害者施策の推進状況について、関係各課からの実績報告等の整理
- ク. その他業務遂行にあたり奈良県福祉医療部障害福祉課長が指示する事項

(4) 委託予定金額

7,051,000円(税込額)を限度とする。

※ただし、本業務の実施については令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「奈良県障害者計画改定に係る業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に示すところによる。

(6) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月15日まで

2 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査業務」を主たる業務で登録している者(法人格を有する者に限る)であること。
- (4) 過去5年間(令和元年度～令和5年度)において、国、都道府県、市町村、あるいはこれらが構成員となっている団体(実行委員会等)を契約の相手方として、医療・福祉分野の計画策定業務または調査・分析業務を受託し、履行した実績があること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限を過ぎたとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
- (3) 本件企画提案について、一の分類に対し二以上の提案をしたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

4 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課自立支援・療育係
電話番号 0742-27-8513
ファクシミリ 0742-22-1814

- (2) 仕様書及び奈良県障害者計画改定に係る業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)の配布
令和6年2月27日(火)から同年3月15日(金)午後5時までの間に、(1)の担当部局またインターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」から入手するものとする。

(3) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 特定された提案者の書類は返還しない。しかし、特定されなかった提案者の企画提案書は返却するものとする。

(3) 各業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。